

議案第49号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年6月4日提出

宇治市長 山 本 正

(提案理由)

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したため、同条第3項の規定により、承認を求めるため提案するものであります。



専 決 処 分 書

専決第11号

宇治市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を制定するに
ついて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処
分する。

令和2年5月7日

宇治市長 山 本



宇治市条例第17号

宇治市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
宇治市後期高齢者医療に関する条例（平成20年宇治市条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

（京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例附則第2項に規定する期間における本市において行う事務の特例）

第4条 京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（令和2年京都府後期高齢者医療広域連合条例第5号）附則第2項に規定する期間における第2条の規定の適用については、同条中「(8) 前各号に掲げる事務に付随する事務」とあるのは、

「(8) 広域連合条例附則第8項の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付
(9) 前各号に掲げる事務に付随する事務」

とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。